

第1章 災害予防計画

基本方針

鉄道における列車の衝突等に起因する多数の死傷者等の発生等大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車両等の安全を確保し、利用者及び市民等の生命及び身体を保護するため、予防活動の円滑な推進を図る。

第1節 鉄道交通の安全のための情報の充実

(危機管理課、建設課)

第1 基本方針

踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、踏切道の安全通行や鉄道事故防止に関する知識を広く一般に普及する。

第2 主な取組み

鉄道事故防止のための知識の普及に努める。

第3 計画の内容

1 事故防止のための知識の普及

(1) 基本方針

外部要因による事故を防止するため、鉄道事故防止等に関する知識を広く一般に普及する。

(2) 実施計画

県、鉄道事業者は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示やチラシ類の配布等による広報・啓発活動に努める。

第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等

(建設課)

第1 基本方針

大規模鉄道事故の防止のためには、軌道・踏切等の施設や安全のための設備の整備・充実を図るとともに、鉄道施設周辺の安全を確保する。

また、被害がさらに拡大することを防止するため、あらかじめ適切な措置を講ずる。

第2 主な取組み

- 1 市、県、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の改良のため必要な対策を講ずる。
- 2 市、県及び道路管理者は、鉄道施設周辺の安全を確保するために必要な対策を講ずる。
- 4 市及び県は、鉄道事故による市民生活への支障等を防止するために必要な措置を講ずる。
- 5 鉄道事業者は、軌道・踏切等の施設や自ら設置する安全のための設備の整備充実を図るとともに、適切な維持管理に努める。

第3 計画の内容

1 踏切道の保守・改良

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、踏切道の保守・改良等に万全を期す。

(2) 実施計画

市、県、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の改良のため、以下の対策の実施に努める。

- ア 踏切道の立体交差化
- イ 踏切道の構造の改良
- ウ 踏切保安設備の整備

2 鉄道施設周辺の安全の確保

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、鉄道施設周辺の安全を確保するための適切な措置を講ずる。

(2) 実施計画

大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を講ずる。

4 被害の拡大を防止するための事前の措置

(1) 基本方針

大規模事故が発生した際に、さらなる被害の拡大を防ぐために、あらかじめ適切な措置を講ずる。

(2) 実施計画

主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び市民生活への支障並びに地域の孤立化を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施する。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(危機管理課、建設課)

第1 基本方針

大規模鉄道事故の発生に際して、迅速かつ円滑な応急対策を実施し、復旧に備えるために、あらかじめ体制等の整備を行う。

事故発生時には、被害情報や負傷者の受入体制等の情報を、関係機関が迅速かつ適切に入手することが不可欠であるため、情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について、事前に連携体制を確立する。

第2 主な取組み

- 1 市、県及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 市、県及び鉄道事業者は、応急措置のための救急救助体制、初期消火体制及び旅客避難体制の整備に努める。
- 3 市、県及び医療機関等は、日頃から相互の連携を密にし、応援・協力体制の確立を図る。
- 4 市、県、道路管理者及び鉄道事業者は、緊急輸送活動のための体制の整備を図る。
- 5 鉄道事業者は、事故の発生に伴い破損した鉄道施設の早期復旧に努める。

第3 計画の内容

1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、日頃から関係機関相互の連絡を緊密にし、情報収集・連絡体制をあらかじめ整備する。

(2) 実施計画

ア 事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう、日頃から相互の連絡を密にし、体制をあらかじめ整備する。

イ 特に、鉄道事故を引き起こす恐れのある浮き石、落石等を発見した場合に、必要に応じて相互に連絡を取り合うための連絡体制を事前に確立する。

2 通信手段の確保等

(1) 基本方針

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、外部機関との情報連絡手段を確保する。

(2) 実施計画

ア 鉄道事業者が実施する計画

(ア) 事故発生時の重要通信の確保のため、指令電話及び列車無線等の整備に努める。

(イ) 外部機関との情報連絡手段を確保するため、無線電話又は災害時優先電話等の整備に努める。

3 救助・救急・消火活動のための体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時における迅速かつ円滑な救助・救急・消火活動のため、適切な体制を整備し、関係機関相互の連携を強化する。

(2) 実施計画

震災対策編第2章第6節「救助・救急・医療活動」及び、第7節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 基本方針

医療機関の患者受入体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、事故発生時の医療情報が速やかに入手できるよう努める。

(2) 実施計画

ア 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送について医療機関の連携がとれるよう関係機関と調整を行う。

イ 近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法について事前に定める。

5 緊急輸送活動のための体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時の応急活動に必要な人員・資機材等の輸送のため、道路交通管理体制を整備するとともに、緊急自動車の整備等に努める。

(2) 実施計画

市、県及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

鉄道事業者は、事故発生時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急輸送計画を定めておくとともに、緊急自動車の整備に努める。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分を除き、鉄道事故に特有の事項について定める。

第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(全部局)

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、正確な情報を迅速に収集し伝達することが極めて重要であり、そのため、情報収集・連絡体制を整備する必要がある。

第2 主な活動

- 1 鉄道事故情報等は、鉄道事業者から収集し、関係市町村及び関係機関に円滑かつ迅速に伝達する。
- 2 大規模鉄道事故発生直後の人的被害等の第1次情報、一般被害情報及び応急対策の活動情報等については、各関係機関が速やかにこれを調査・収集し、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握した範囲から直ちに伝達する。

第3 活動の内容

1 鉄道事故情報等の連絡

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、正確な情報を迅速に収集し伝達することが極めて重要であるため、情報収集・連絡体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

- ア 情報の伝達系統は第5節第3の「鉄道災害における連絡体制」のとおりである。
- イ 市、県及び鉄道事業者は、鉄道事故を引き起こす恐れのある徴候を覚知した場合には、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、必要に応じて互いに連絡を取り合う。
- ウ 発見又は連絡に基づき、市及び県は直ちに警戒体制の強化、避難指示の発令、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講じる。

2 その他各種情報等の収集・連絡

(1) 基本方針

事故発生後の第1次情報（被害情報等）をはじめ、応急対策のために必要な各種の情報を、迅速かつ円滑に収集し伝達する必要がある。

(2) 実施計画

事故発生直後の第1次情報、一般被害情報及び応急対策活動情報等についての伝達系統は、第5節第3の「鉄道災害における連絡体制」のとおりである。

第2節 活動体制及び応援体制

(危機管理課)

第1 基本方針

大規模鉄道対策が発生した場合において、適切な事故応急対策を実施するためには各関係機関が速やかに活動体制を整える必要がある。

第2 主な活動

- 1 市及び県は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、被害の規模等により必要に応じて、応援を要請し又は応援を実施する。
- 2 市及び県は、被害の状況等により必要があれば直ちに自衛隊に災害派遣を要請するための手続きをとる。

第3 活動の内容

1 広域応援体制

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、市・県は、その被害の状況等に応じて、広域応援を要請し、また他の県・市町村からの要請に応じて応援を行う。

(2) 実施計画

- ア 鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、他の県・他の市町村に応援を求める。
- イ 他の県・他の市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整える。

2 自衛隊の派遣要請

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合において、被害の状況等により必要があれば直ちに、県に自衛隊による災害派遣を要請する。

(2) 実施計画

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、震災対策編第2章第5節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

第3節 救助・救急・消火活動

(危機管理課)

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、負傷者等の救急・救助活動及び初期消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、関係機関が緊密に連携する。

第2 主な活動

市、県及び鉄道事業者は、鉄道事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助・消火活動に努める。

第3 活動の内容

1 救急・救助・消火活動

(1) 基本方針

救急・救助・消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、市・県及び鉄道事業者等が緊密に連携する。

(2) 実施計画

市及び県は震災対策編第2章第6節「救助・救急・医療活動」及び、第7節「消防・水防活動」に定めるとおり、救助・救急・消火活動を実施する。

第4節 緊急交通路及び代替交通手段の確保

(危機管理課、情報交通課、建設課)

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、緊急通行車両等の通行のための緊急交通路を確保するとともに、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保する必要がある。

第2 主な活動

- 1 緊急交通路を確保するため、交通規制について警察署へ要請する。
- 2 代替交通手段の確保に努める。

第3 活動の内容

1 緊急交通路の確保

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、緊急通行車両等の通行のための緊急交通路を確保する必要がある。

(2) 実施計画

緊急通行車両等の通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止する等の交通規制を実施するよう警察署に要請する。

2 代替交通手段の確保

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、緊急通行車両等の通行のための代替交通手段を確保する必要がある。

(2) 実施計画

バス等による代行輸送を実施する。

第5節 関係者等への情報伝達活動

(全部局)

第1 基本方針

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるよう、災害の状況、安否状況等の情報をきめ細かに正確に提供する。

また、市民をはじめ、交通機関を利用する者に対し、随時情報を提供する。

第2 主な活動

- 1 被災者家族等に対する的確な情報伝達を行う。
- 2 市民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 被災者家族等への情報伝達

(1) 基本方針

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるよう、必要な人員を配置すること等により、災害の状況、安否状況、医療機関等の情報をきめ細かに正確に提供する。

(2) 実施計画

市、県及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡をとりあい事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐次把握し、被災家族等に対し、正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。

このために、必要な人員を配置し、報道機関、情報通信事業者等の協力を得て随時情報を提供する。

2 一般住民への情報伝達活動

(1) 基本方針

鉄道事故現場周辺の地域住民をはじめ、交通機関を利用する者に対して、随時情報を提供する。

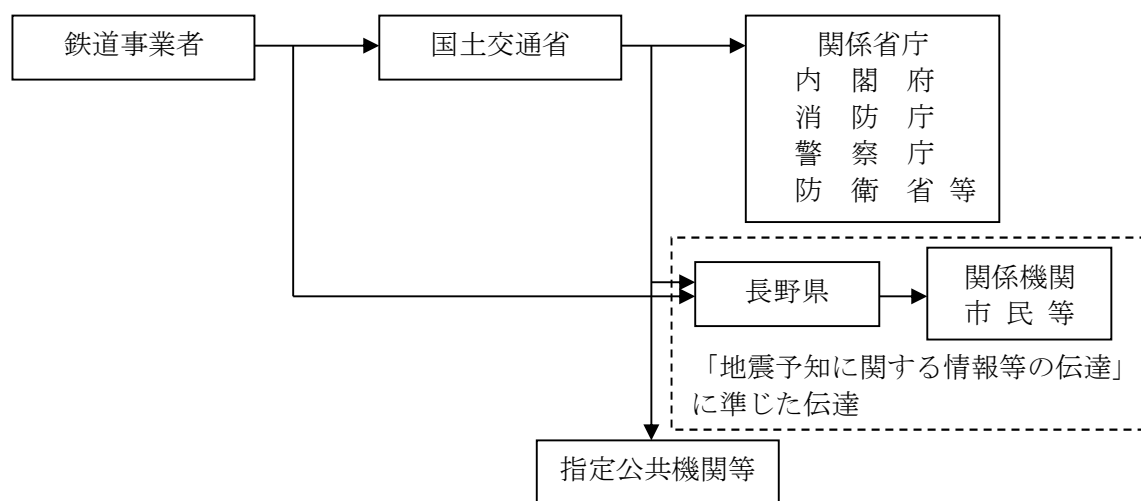
(2) 実施計画

市、県及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡をとりあい、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐次把握し、被災家族等に対し、正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。

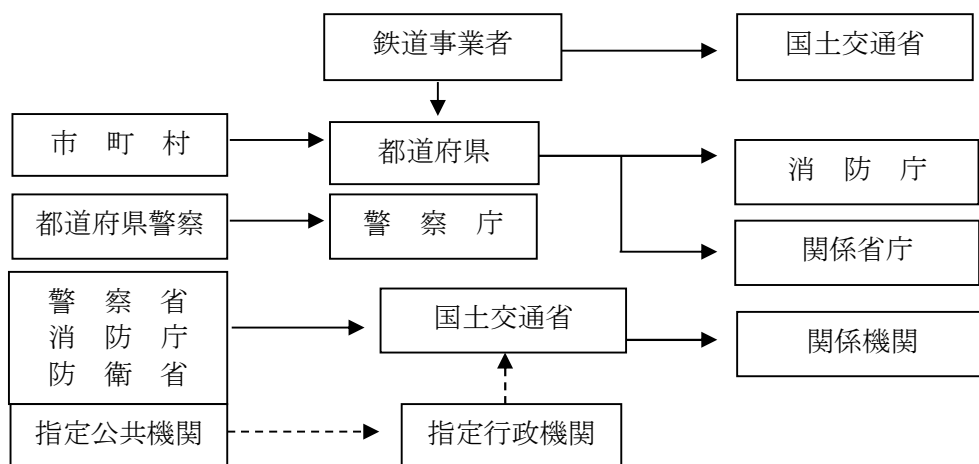
このため、必要な人員を配置し、報道機関、情報通信事業者等の協力を得て随時情報を提供する。

3 鉄道災害における連絡体制

(1) 鉄道事故情報の連絡

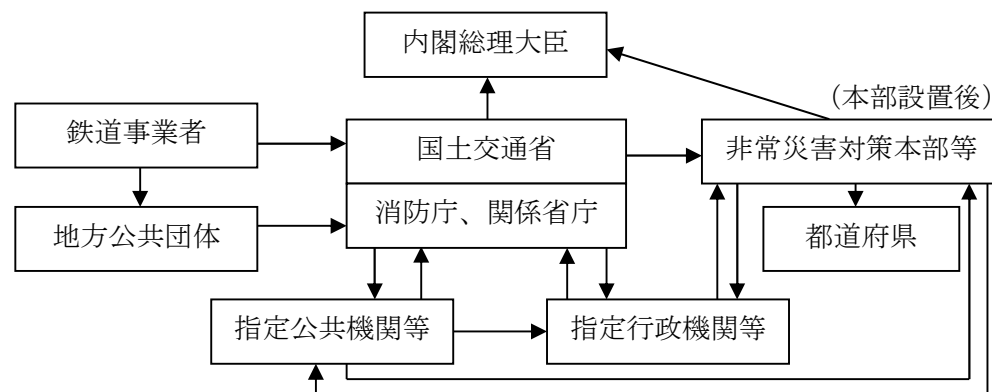


(2) 鉄道事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

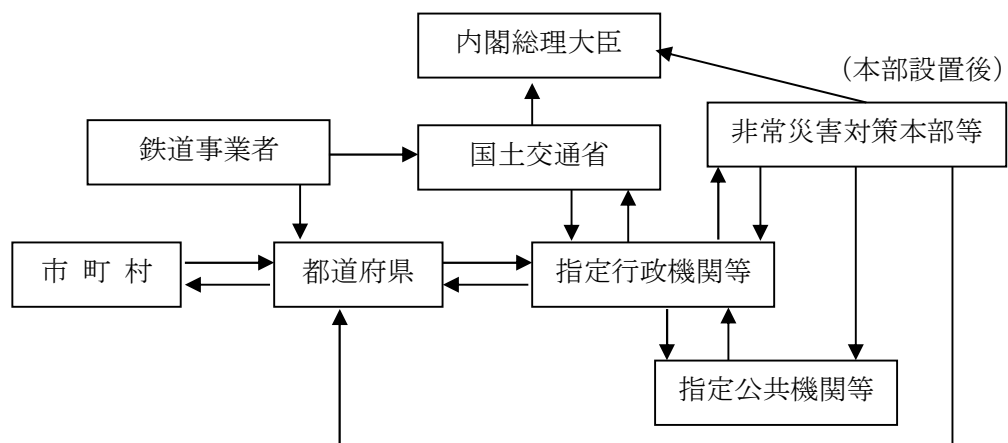


大規模な場合（----->は、指定公共機関等の場合）

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報



※ この図は、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村等との連絡体制を含めた体制の概要を図示したものである。